

4月1日から

ごみの収集日程が変わります

詳しくは「令和3年度ごみ収集カレンダー」を確認してください。

主な変更点

ペットボトル又はプラスチック製容器包装 月2回 ▶ **週1回**

古紙類 月2回 ▶ **月1回**

収集回数の変更に伴い、美土里町、高宮町、向原町は、燃えないごみ・有害ごみの収集日が変わります。

3月31日(水)は容器包装類を収集します

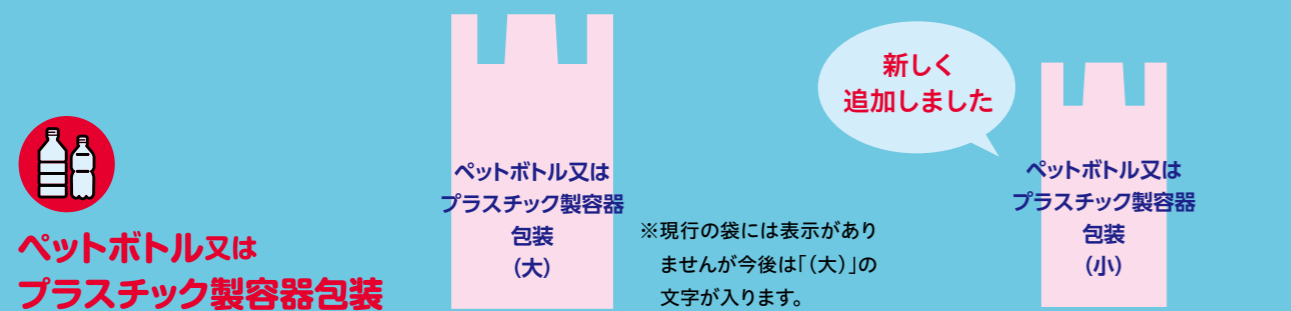
収集期間調整のため、全町で容器包装類(ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙パック)を収集します。

燃えるごみ、ペットボトル又はプラスチック製容器包装指定ごみ袋のサイズが増えました



燃えるごみ

容量 価格(10枚)	大	小	ミニ
容量	40ℓ	25ℓ	13ℓ
価格(10枚)	650円	400円	200円



ペットボトル又はプラスチック製容器包装

容量 価格(10枚)	表示なし(大)	小
容量	50ℓ	25ℓ
価格(10枚)	300円	150円

問環境生活課 環境生活係 ☎お太助フォン42-1126



国民健康保険の届け出は忘れずに

卒業・就職・退職などで健康保険の変更があるときは、14日以内に届け出が必要です。以下に該当する場合は必要書類等をお持ちのうえ、保険医療課医療保険年金係、または各支所に届け出てください。

【国民健康保険に加入するとき】

社会保険等をやめたとき(扶養をはずれたときも含む)	
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等をやめたことがわかる証明書 ・マイナンバーカード等個人番号がわかるもの ・印鑑
安芸高田市に転入したとき(転入前が国保の場合)	
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書 ・印鑑

【国民健康保険をやめるとき】

社会保険等に加入したとき(扶養になったときも含む)	
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・社会保険等の保険証(コピー可) ・マイナンバーカード等個人番号がわかるもの ・印鑑
安芸高田市から転出するとき	
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・印鑑

注意!

届け出が遅くなると...

国民健康保険の加入日は、届け出た日ではなく、前の社会保険等の資格がなくなった日です。届け出が遅くなれば、保険税もその分さかのぼって課税されるため、1回当たりの負担が大きくなる場合があります。

注意!

届け出が遅くなると...

保険税が課税され続け、社会保険等と二重に支払いをしてしまうこともあります。
※誤って市が交付した国民健康保険証で医療機関等を受診した場合、保険が負担している医療費(7割または8割)を市に返還する必要があります。

他の保険への変更中に病院にかかるときは?

次の保険証が手元に届いていないときに医療機関等を受診する際には、保険の切り替え手続き中であることを必ず伝えてください。手続き中は、市から交付された国民健康保険証が使えません。

修学中の方の国民健康保険証

通学のために、本市から転出して別の住所に住んでいる方は、転出前と同様に本市交付の国民健康保険証が使える場合がありますので、該当する方は届け出てください。

※3月までに修学中の方の保険証を交付している世帯へ、修学状況の確認を通知していますので、内容を確認してください。

〈届出時必要書類等〉

- ・修学先の学校名、修業年限か学年が確認できるもの(在学証明書や学生証など)
- ・マイナンバーカード等個人番号がわかるもの
- ・印鑑

※卒業後、引き続き国民健康保険に加入する方は、住民票のある市町村の国民健康保険に加入することになりますので届け出てください。

問保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619